

「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」の改定案に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

記者発表、環境省ホームページへの掲載

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧及び郵送

(3) 意見提出期間

平成 24 年 6 月 1 日（金）～平成 24 年 6 月 14 日（木）

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX および郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

電話 03 - 5521 - 8291

FAX 03 - 3580 - 7173

電子メール dioxin@env.go.jp

2. 意見募集の結果

意見提出数 1 通

整理した意見の総数 2 件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

| 該当箇所 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 | 件数 |
|---|---|---|----|
| P8 第4-3-(3) 効果的・効率的な 測定及び精度管理 の推進 | 簡易測定法の普及についての記述をさらに強調した表現とすべきである。 そして、簡易測定法の適用範囲の拡大など、国の簡易測定法普及に対する一層の積極的姿勢を打ち出すべきである。 | 簡易測定法は、その特性を考慮して、測定対象や調査目的等に応じた適用範囲等を従来の測定法と区別を設けた上で、適正な分野や適切な状況下における普及を図っており、今後もその姿勢を継続することが適切であると考えております。 | 1 |

| | | | |
|---|--|--|----------|
| <p>P8 第 4-5-(1) 情報提供及び情報 公開</p> | <p>国が開発途上国に対してダイオキシン類対策を支援するための関係情報、例えば我が国で利用されている簡易測定法に関する情報等の提供に努めることを計画に追加すべきである。</p> | <p>本計画は、<u>我が国におけるダイオキシン類の排出の量を削減するための事項を定める計画</u>であるため、途上国支援については記述していませんが、海外向け情報発信にも引き続き努めていきます。</p> | <p>1</p> |
|---|--|--|----------|